

鹿屋市告示第 345 号

鹿屋市ネーミングライツ事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように
定めた。

令 和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令 和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市ネーミングライツ事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市ネーミングライツ事業実施要綱（令和５年鹿屋市告示第270号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「市長公室長、総務部長、政策推進課長、総務課長、財政課長、財産管理活用課長」を「総務部長、総合政策部長、総務課長、財政課長、総合政策課長」に改める。

第11条中「財政管理活用課」を「総務課」に改める。

附 則

この要綱は、令和８年７月３日から施行する。